

議案第二百二十六号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九一九、六〇〇円」を「九五〇、九〇〇円」に、「七九四、九〇〇円」を「八二一、九〇〇円」に、「六六二、一〇〇円」を「六八四、六〇〇円」に、「六三四、五〇〇円」を「六五六、一〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六四三、五〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に改める。

付 則

1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（説 明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。